

物品の売買等に係る入札参加資格における支店業者の要件について

総務管財課入札監理室

益田市では物品の売買等入札参加資格者の所在地により、有資格者名簿を市内業者、支店業者、市外扱業者、市外業者に区分し、平成 31 年以降に発注する案件においてはこの順に業者を選定します。

平成 31 年以降に発注する案件において、市内業者、支店業者、市外扱業者、市外業者の定義を下記のとおりとします。

市内業者 : 有資格者のうち、主たる支店・営業所を市内に有している者

市内業者であっても、明らかに営業実態が確認できない者は、市外扱業者とする。

支店業者 : 有資格者のうち、益田市外に主たる支店・営業所を有する者で、市内に委任された支店・営業所を有し、以下の要件を満たす者

- ①益田市の市税を納税していること。
- ②事務用機器が備え付けられているとともに、看板、表札等が表示され、営業所としての形態を整えていること。
- ③営業所には営業活動を行いうる人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐をしていること。
- ④法人市民税確定申告書の写しを毎年、提出していること。

支店業者として下記要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて実態調査をすることがあり、事務所としての実態が確認できない場合は支店扱業者とする。

実態調査における確認事項

- 1 営業所等の所在を明らかにした標識又は看板の設置
- 2 事務用機器（電話、ファックス、複写機等）等の備え付けの状況
- 3 連絡手段の状況
- 4 受任者（営業所の代表者）の勤務状況
- 5 営業所等の従業員に係る勤務簿又はタイムカード等
- 6 その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

市外扱業者 : 支店業者の要件を満たさない者

市外業者 : 市内に委任された営業所を有しない者